

# ふかみぐさ支部総則

## 第 1 章 目 的

- 第 1 条 本会は支部の独自性を活かしながら、会員相互の親睦を深め、教養を高めあうことを目的とする。
- 第 2 条 本会は、ふかみぐさ本部を母体とし、本部と連携し、母校の発展のため、諸事業を後援することとする。

## 第 2 章 名称及び事務所

- 第 3 条 本会は、「ふかみぐさ支部」と総称し、各々地域ブロックとして「支部会」に細別する。
- 第 4 条 本会は、次の支部会を置く。
- |        |       |       |       |        |           |
|--------|-------|-------|-------|--------|-----------|
| 1 北海道  | 2 東北  | 3 関東  | 4 中京  | 5      | 6 北陸      |
| 7 三重   | 8 滋賀  | 9 京都  | 10 大阪 | 11 兵庫  | 12 奈良     |
| 13 和歌山 | 14 岡山 | 15 広島 | 16 鳥取 | 17 島根  | 18 山口     |
| 19 高知  | 20 徳島 | 21 愛媛 | 22 香川 | 23 北九州 | 24 南九州・沖縄 |
- 第 5 条 本会は、支部会事務所を支部長宅に置く。

## 第 3 章 事 業

- 第 6 条 本会は、第 1 章の目的を遂行するために次の事業を行う。
- 1 母校及びふかみぐさ本部の援助
  - 2 会報の発行
  - 3 支部総会・懇親会の開催
  - 4 講演会・講習会・学術展覧会等の開催
  - 5 他の支部会との交流
  - 6 その他

## 第 4 章 会員及び会費

- 第 7 条 本会は、ふかみぐさ会員で、各々地域ブロックに属する者を会員とする。
- 第 8 条 支部会の会費は各々支部会においてこれを定め、支部会独自の運営費は本部と別にする。

## 第 5 章 役 員

- 第 9 条 本会は下記の役員を置く。
- |        |                |
|--------|----------------|
| 1 支部長  | 1名             |
| 2 副支部長 | 1名または2名        |
| 3 幹事   | 各支部会によって人数を定める |
| 4 会計   | 1名以上           |
- 第 10 条 役員の任期は各々支部会においてこれを定め、兼務を妨げない。再選も防げない。
- 第 11 条 支部長は支部会を代表し一切の事務を掌握する。
- 第 12 条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障がある場合、支部長の業務を代行する。
- 第 13 条 幹事は支部長、副支部長とともに会の運営、参画に関わる。
- 第 14 条 会計は、年度内に精算報告書・決算報告書を作成し支部長の監査を受け本部へ報告する。
- 第 15 条 支部会役員は支部会の中よりこれを選出する。但し、支部長は理事会で承認し、総会で報告する。  
支部長交代の際には事前に本部へ報告し、現支部長もしくは現支部長より依頼されたものが後任を 1 名選出し、理事会で承認を得る。

## 第 6 章 支部総会・懇親会

- 第 16 条 支部会は支部総会を原則として毎年 1 回開催するものとする。但し、必要に応じ臨時支部総会を招集することができる。
- 第 17 条 支部総会・懇親会参加者は支部会員及び支部会役員で人選したものとする。
- 第 18 条 支部総会・懇親会には原則としてふかみぐさ本部より 2 名が派遣される。但し、支部の事情や本部の事情によりこの人数枠の拡張（3 名程度）または縮小を防げない。
- 第 19 条 支部総会・懇親会に関わる費用は内規によるものとする。
- 第 20 条 支部長が他の支部会の開催する会へ出席する場合は会費のみ本部の会計より支出される。出席者は支部長連絡会議にて報告する。

## 第 7 章 支部長連絡会議

- 第 21 条 各支部会の連帯をはかり、支部会発展の基礎となるべく合議を行うことを目的とする。
- 第 22 条 本部の召集する支部長連絡会議は、支部長又は副支部長のどちらかが出席し、支部活動の予定、報告等を行う。但し、総会に出席することを原則とする。
- 第 23 条 支部長連絡会議に関わる費用等は内規に定める。

## 第 8 章 会 計

- 第 24 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 25 条 本会の役員は無給とする。
- 第 26 条 本会の目的を遂行するために支部長は「年間活動計画及び支出経費予定表」を 5 月中に本部へ提出し、事前に経費の支出予定を報告するものとする。この場合の経費とは次に挙げるものを言う。
- 1 事業目的のための通信費。
  - 2 事業目的のための資料等の消耗品費。
  - 3 事業目的のための役員会の会議費。
  - 4 事業目的のための役員の交通費は会場下見のみ支給する。会議のための交通費は支給しない。
  - 5 事業目的のために伴う印刷費。
  - 6 その他支部長及び本部が必要と認めた諸費用。
- 第 27 条 前条の経費については内規の手続きを経て本部の会計より支出される。
- 第 28 条 本会は 3 月 31 日までに本部へ会計報告を行うこととする。

## 第 9 章 補 則

- 第 29 条 本会の総則改正ならびに制定改廃については、理事会がこれを議決する。

- 付 則 この規定は平成 11 年 9 月 26 日より施行する。  
この規定は平成 14 年 12 月 14 日より施行する。  
この規定は平成 22 年 6 月 19 日より施行する。